

## 「単身世帯の生活と意識について」の調査における住民基本台帳情報の外部提供について（概要）

### 1 「単身世帯の生活と意識について」の調査について

#### (1) 調査の概要

本区は、平成28年6月に策定した「墨田区基本計画」に基づき、暮らし続けたいまち・働き続けたいまち・訪れたいまちの実現に向け、様々な施策を展開している一方で、今後見込まれる人口減少や更なる少子高齢化といった社会構造の変化に直面している。特に、現在の行政サービスの基本単位となっている「世帯」に着目すると、特別区では、単身世帯数が全世帯の約5割を占め、今後も増加していくことが予測されており、超高齢社会において社会保障の支え手となる現役世代が激減する中、単身世帯の高齢者をどう支えていくかが地方自治体の大きな課題となってくる。

そこで、一人暮らしの壮年期の区民を対象に、生活と意識についてのアンケート調査を実施し、その結果を今後の区の政策形成に活用する。本調査を以下に掲げる方法で実施することにより、①現在の「世帯」を対象とした行政サービスを見直す際の基礎資料として有用なデータが得られる、②専門的な調査・分析が行われるため精度の高い結果が期待できる、③3区で同一の調査が実施されることから他区との比較が可能になるといった具体的なメリットを享受することができる。

#### (2) 実施主体

特別区長会調査研究機構※（以下「機構」という。）、墨田区、豊島区及び世田谷区の4者による共同調査

※ 特別区長会調査研究機構…特別区の区長で構成する特別区長会のシンクタンクとして、特別区及び地方行政に関する課題について調査研究を行う組織

#### (3) 対象者

令和元年9月1日時点で、墨田区住民基本台帳に登録されている35歳から64歳までの日本人の単身世帯主5,000人を対象とする。

なお、対象者は無作為に抽出し、DV被害者等の支援措置を受けている方は除く。

#### (4) 調査方法

ア 調査対象者に調査票を送付する。

※調査票については、無記名方式とする。

イ 回答期限を約3週間と設定し、返送された調査票を集計する。

ウ 集計した結果について分析を行い、報告書を作成する。

なお、一連の調査は機構が主体となって行うが、上記ア及びイについては、機構が事業者委託することにより行う。

#### (5) 調査時期

令和元年9月下旬～10月上旬（予定）

#### (6) 調査結果報告

令和2年2月（予定）

## 2 個人情報の外部提供について

- (1) 外部提供する個人情報の項目  
対象者の氏名及び住所
- (2) 外部提供する理由  
機構が調査対象者に対して調査票を送付するに当たり、送付先情報として氏名及び住所のデータが必要となるため、区が住民基本台帳システムからこれらのデータを抽出し、機構に提供する必要がある。
- (3) 外部提供の方法  
情報システム担当が住民基本台帳システムから条件に合致する 5,000 人分のデータを無作為抽出の上宛名ラベルとして出力し、政策担当がその宛名ラベルを、機構を通じて委託事業者に提供する。
- (4) 外部提供の時期  
運営審議会での承認後、令和元年 9 月 13 日（金）までに提供する。

## 3 個人情報の安全管理

次に掲げる事項について、機構、機構の委託事業者及び本区の 3 者で覚書を締結し、遵守するものとする。

- (1) 宛名ラベルを施錠可能な場所に保管する等、個人情報の漏えいの防止及び秘密保持に努めること。
- (2) 個人情報を提供する目的以外で使用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者へ提供しないこと。
- (4) 個人情報を複写及び複製しないこと。
- (5) 使用しない宛名ラベルが生じた場合は、区に返還すること。
- (6) 返送された封筒に個人情報が記載されている場合は、シュレッダーで裁断する等適切な方法で廃棄すること。
- (7) 漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに区へ報告すること。

## 4 本人への通知

調査票に同封するアンケート調査協力への依頼文において、住民基本台帳から抽出した個人情報を外部提供した旨を記載することにより、本人に対して通知する。